

## 川崎市上下水道局指定給水用器材の承認手続等に関する要領

(令和2年3月11日31川上サ給第351号)

### (目的)

第1条 この要領は、指定給水用器材として承認をするための手続等について必要な事項を定めることを目的とする。

### (用語の意義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号の定めるところによる。

- (1) 指定範囲 川崎市水道条例施行規程（平成22年水道局規程第1号。）第13条第1項で規定する範囲及びメーター周辺をいう。
- (2) 審査基準 川崎市上下水道事業管理者（以下「管理者」という。）が別に定める指定給水用器材仕様書及びメーター用指定器材仕様書で規定する基準をいう。
- (3) 給水用器材 指定範囲で用いようとする給水管及び給水用具並びにその附属用具をいう。
- (4) 指定給水用器材 審査基準を満たし、管理者が承認した給水用器材をいう。

### (対象となる給水用器材)

第3条 この要領で定める申請、審査、通知等の対象となる給水用器材は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 水道用ステンレス鋼管継手
- (2) 分水用自在継手
- (3) ユニオン
- (4) S50形ダクタイル鑄鉄管サドル付分水栓
- (5) 水道配水用ポリエチレン管サドル付分水栓
- (6) 止水栓

- (7) 青銅製仕切弁
- (8) 止水栓ボックス
- (9) 管穿孔口防錆工法用挿入コア
- (10) メーター用止水栓
- (11) メーターボックス
- (12) メーターユニット

(承認の申請)

第4条 器材承認の申請は、川崎市簡易版電子申請サービスにより、次の各号に掲げる情報を提供することにより行う。

- (1) 申請年月日
- (2) 申請者の名称又は商号
- (3) 申請者が法人の場合にあってはその代表者の氏名又は名称
- (4) 申請者の住所
- (5) 担当者の氏名及びその連絡先
- (6) 器材の種別
- (7) 器材の製品名
- (8) 器材の型式
- (9) 器材の呼び径
- (10) その他必要とする事項

2 前項の申請は、次の各号に掲げる情報を記録した電子ファイルを添付してしなければならない。

- (1) 製品の概要、特長、構造、機能、作動特性、操作方法等を内容とする説明資料
- (2) 製品の規格、材質等の仕様
- (3) 製品の全体及び部品の寸法を記載した図面
- (4) 給水装置の構造及び材質の基準に関する省令（平成9年3月19日厚

生省令第14号)第2条第1項に規定する浸出性能試験に関する成績書等  
(第2条第8号及び第11号に規定する器材は除く。)

(5) 別に定める仕様書に規定する性能を有していることを証する情報

(6) 表示用略号

(7) カタログ(掲載があるものに限る。)

(8) 見積価格及び販売方法

(9) 他都市での納入実績がある場合はその納入実績

(10) その他管理者が必要とするもの

3 第1項の申請は、その情報(第2項に規定する添付資料を含む。)を印刷した書面を提出し、又は郵送することをもって代えることができる。この場合、提供された書面は審査の結果にかかわらず返却しない。

4 管理者は、第1項の申請があった場合において必要があると認めるときは、見本品の借用を求めることができる。

(承認の審査)

第5条 管理者は、前条第1項の申請があったときは、当該給水用器材が審査基準に適合しているかどうかの審査(以下「審査」という。)を行う。

2 審査の期間は、原則として前条第1項に規定する申請があった日から4週間以内とする。

(承認)

第6条 管理者は、審査の結果、申請された給水用器材が審査基準に適合している場合は、承認番号を付与のうえ、指定給水用器材として承認しなければならない。

(結果の通知)

第7条 管理者は、審査を終了したときは、速やかにその結果を申請者に指定給水用器材審査結果通知書(第1号様式)により通知しなければならない。

(登録情報の変更等)

第8条 承認を受けた者は、次のいずれかに該当する場合は、速やかに管理者に届け出をしなければならない。

(1) その商号、所在地、製品名称等に変更が生じたとき

(2) 承認品の製造又は販売を止めたことその他の事由により承認の登録を抹消するとき。

2 前項の届け出は、川崎市簡易版電子申請サービスにより、次の各号に掲げる情報を提供することにより行う。

(1) 届出年月日

(2) 第4条第2号から第5号の情報

(3) 変更をし、又は廃止をした情報

(4) その他必要とする事項

3 第4条第3項の規定は、第1項の届け出に準用する。

(掲載)

第9条 管理者は、承認した指定給水用器材の名称、型式、申請者名等を本市上下水道局のウェブサイトに掲載するものとする。

(調査)

第10条 管理者は、適正な給水装置工事の施行を確保する必要があると認めるときは、指定給水用器材の製造又は販売状況、その他当該指定給水用器材に係る事項について調査することができる。

2 前項の調査によって、製品情報及び申請者情報の変更、製造又は販売の中止が判明したとき、管理者は、必要な手続をするよう、承認を受けた者に指示するものとする。

3 承認を受けた者が前項の指示に従わず、第8条の手続を行わないときは、管理者は、承認を受けた者に通知をし、登録情報を変更し、又は承認を取消すことができるものとする。

(その他)

第 1 1 条 この要領に規定する事務手続等は、給水装置課長が行うものとする。  
。

附 則（令和 2 年 3 月 1 1 日 3 1 川上サ給第 3 5 1 号）

この要領は、令和 2 年 3 月 1 1 日から施行する。

附 則（令和 3 年 3 月 2 5 日 2 川上サ給第 3 3 1 号）

この要領は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 4 年 3 月 1 8 日 3 川上サ給第 5 6 5 号）

この要領は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

年 月 日

## 指定給水用器材審査結果通知書

（申請者）

様

川崎市上下水道事業管理者 印

年 月 日付けで申請のありました以下の製品について審査をした結果、承認 ・ 不承認 としましたので、通知します。

承認番号	製品名	型式	呼び径	備考